

## 外環道年表

- 1966（昭和 41）都市計画決定（高架方式）の公表 ⇒ 反対運動スタート
- 1970（昭和 45）建設大臣「地元と話しうる条件の整うまでは強行すべきではない」と凍結を宣言
- 1999（平成 11）石原都知事が武蔵野市、練馬区の現地視察。「ちゃぶ台をまたぐようなことはしない」と発言。地下化の方針を打ち出す。
- 2000（平成 12）大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が成立（2001 年施行）
- 2001（平成 13）扇国土交通大臣が三鷹市、武蔵野市の現地視察。  
4 月に地下化に変更する「たたき台」を公表。説明会開催。  
12 月、東京環状道路有識者委員会設置
- 2001（平成 14）P I 外環沿線協議会発足  
11 月、東京環状道路有識者委員会が最終提言を都知事に。
- 2003（平成 15）1 月インターチェンジなしジャンクションのみの基本方針を国・都が公表  
3 月練馬区長の巻き返りで青梅街道インターチェンジが復活  
環境影響評価方法書公表
- 2004（平成 16）P I 外環沿線協議会 2 年間の取りまとめ作成
- 2005（平成 17）P I 外環沿線会議発足
- 2006（平成 18）環境影響準備書の公告・縦覧
- 2007（平成 19）都市計画変更（地下方式）決定。理由は地上部への影響を極力小さくすることである。
- 2008（平成 20）地域課題検討会を各地で開催（青梅 I C 地区は開催されず）
- 2009（平成 21）地域課題検討会の結果を踏まえ「対応の方針」公表  
5 月事業化
- 2011（平成 23）用地買収に入る
- 2012（平成 24）9 月着工式
- 2013（平成 25）東名 JCT の立坑用地で環境基準を上回る有害物質検出  
市民の働き掛けにより約 1 年にわたり立坑工事が中断
- 2014（平成 26）大深度地下使用・都市計画事業が認可される  
5 月上旬の認可処分に対し異議申立書 1000 通余りを提出  
11 月～翌年 2 月、異議申立に伴う口頭陳述が行われた。
- 2015（平成 27）3 月中幅部都市計画変更決定、道路の立体的区域変更  
5 月に計画変更決定に関して異議申立書を提出（約 300 通）  
その後、4 月 24 日に国交省、中・東日本道路が事業化認可申請を提出。

現在、東名 J C T、中央 J C T 地域でシールドマシン組立・発進のための立坑工事が続いている。今秋にはシールドマシンが動き出すとの見方もある。

また、4 月～大深度トンネルの地上部及びその左右およそ 40m 幅（トータルでは

おおよそ 120m幅) で家屋調査が行われようとしている。これは、地上部に置いて地盤沈下などの影響が発生する可能性を見越してのものである。

## 外環の 2 関連年表

1966 (昭和 41) 都市計画決定

1970 (昭和 45) 本線凍結とともに動きが止まる

2005 (平成 17) 東京都、「外環の地上部街路について」のパンフレットを印刷。この中で「代替機能を確保して、外環の 2 の都市計画を廃止」との選択肢を示している。

2008 (平成 20) 東京都、「外環の地上部の街路について」—検討の進め方—を印刷。環境、防災、交通、暮らしの視点から検討するとし、検討のフローを示す。

2008~2009 各地の「地域課題検討会」で「なぜ外環の 2 が残っているのか」との声が噴出。住民を交えた P I 方式による検討を求める声もあった。

2008 (平成 20) 武蔵野市在住の上田誠吉氏が「都市計画決定無効確認」を求めて提訴。

2009 (平成 21) 東京都が主催し、武蔵野市とコミュニティセンター役員、公募住民による「外環の地上部街路に関する話し合いの会」がスタート。以来現在まで 20 回 (2015 年 2 月) 開催されている。

2010 (平成 22) 練馬区における「外環の地上部街路に関する話し合いの会」がスタート。

2011 年 8 月、6 回目を以って終了。その後、「外環の地上部街路に関する広く意見を聴く会」を 2011 年 11 月に 3 回開催した。

2011 (平成 23) 杉並区における「外環の地上部街路に関する話し合いの会」がスタート。現在まで 12 回開催されている。

12 月に杉並の 121 名が賛同した「都市計画提案制度」に基づく「外環ノ 2 廃止提案」が東京都都市整備局に提出されたが、受理されず (受理は 2014 年 12 月)。

2013 (平成 25) 練馬 1 k m の事業認可取り消しを求めて提訴。

2014 (平成 26) 11 月東京都は練馬 3 k m 区間の道路幅を 22 m とする都市計画変更を決定。

2015 (平成 27) 1 月上旬計画変更決定に対しおおよそ 500 通の異議申立書を東京都に提出。

4 月却下の通知を受ける。

5 月 15 日都の都計審で杉並の「提案制度による廃止提案」が報告され、都は現状を変えないとの見解を示す。

6 月 30 日武蔵野訴訟の判決を迎える。